

「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案」の徹底審議と国民への十分な説明を求める意見書

政府は2020年の東京オリンピック、パラリンピックに対するテロ対策を主理由として「組織犯罪処罰法改正法案」を今通常国会に提出しました。

審議では法案のテロに対する有効性や「テロ等準備罪」の対象とする犯罪の必然性などについて議論が行われていますが、政府の説明は十分とは言えません。また、犯罪の対象者に関し、「一般の方々」への対応について、だれでも嫌疑がかけられる不安が残ります。こうした疑問に対する憲法の整合性についても議論になっています。

このような中、政府は審議時間の目処である30時間を超えたとして5月19日、衆議院法務委員会での採決に続き、5月23日の衆議院本会議でも同様に日本維新の会と共同で提出した修正案を採決し、3党の賛成多数で可決しました。こうした情勢について、共同通信による全国世論調査では政府の説明について十分だと思わない人の割合は77.2%となっており、多くの人がよくわからないとしています。北海道新聞社が5月26日～28日に行った全道世論調査では政府の説明を不十分とする回答は85%に達し、慎重に議論すべきとした回答も72%に上っている状況です。

法案は現在、参議院に場を移して審議されていますが、政府はこうした情勢を踏まえ、国民の疑問や不安を解消するために法案について徹底審議し、国民への理解を求めて十分な説明を尽くすよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月8日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 あて